

ひとり親家庭の生活を支える制度

子どもの養育に関する手当・助成

①児童手当・特例給付 **所得制限あり**

四日市市に住所を有し、15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了まで)の子どもを養育している人が対象です。所得や子どもの人数、及び年齢により手当の支給額が異なります。手当の振込月は6・10月です。下表【Ⅰ】を参照。

令和6年10月手当分から法改正が行われます。改正後は18歳到達後最初の3月31日まで対象が拡大され、手当の振込月は偶数月に改められます。法改正後は下表【Ⅱ】のように変更になります。

【Ⅰ】

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 3歳未満 | 15,000円/月 |
| 3歳以上小学校修了前 | 第1子・第2子10,000円/月 第3子以降15,000円/月 |
| 中学校 | 10,000円/月 |
| 所得制限限度額以上の所得がある人 | (特例給付)5,000円/月 |

※所得上限限度額以上の所得がある場合や日本国内に住所がない場合などは支給されません。

【Ⅱ】

| | |
|------|------------------------------------|
| 3歳未満 | 15,000円/月 第3子以降30,000円/月 |
| 3歳以上 | 第1子・第2子10,000円/月 第3子以降30,000円/月 |
| 所得制限 | 所得制限は廃止となります |

■お問い合わせ

四日市市こども保健福祉課 給付係 **TEL.059-354-8083**



②子ども医療費助成

令和6年8月受診分までは0歳から15歳到達後最初の3月31日までの子ども、令和6年9月受診分からは0歳から18歳到達後最初の3月31日までの子どもが対象です。子どもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を補助します。

■お問い合わせ

四日市市子ども保健福祉課 給付係 **TEL.059-354-8083**



③児童扶養手当 **所得制限あり** **ひとり親限定**

離婚や死亡などにより、父又は母と生活をともにしていない子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を扶養している母または父、もしくは養育者に支給される手当です。手当の振込月(予定)は奇数月です。

(令和6年4月分から適用)

| | |
|-------------|--------------------|
| 全部支給 | 45,500円/月 |
| 一部支給 | 10,740円～45,490円/月 |
| 2人目 | 加算5,380円～10,750円/月 |
| 3人目以降1人について | 加算3,230円～6,450円/月 |

(令和6年11月分から適用)

| | |
|-------------|--------------------|
| 全部支給 | 45,500円/月 |
| 一部支給 | 10,740円～45,490円/月 |
| 2人目以降1人について | 加算5,380円～10,750円/月 |

■お問い合わせ

四日市市子ども保健福祉課 給付係 **TEL.059-354-8083**



④一人親家庭等医療費助成 **所得制限あり** **ひとり親限定**

子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を扶養しているひとり親家庭の母、または父と対象の子ども(令和6年9月受診分からは、子ども医療費助成の対象になります)が、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。

■お問合わせ

四日市市子ども保健福祉課 給付係 **TEL.059-354-8083**



MEMO



生活の安定や住まいに関する支援

①ひとり親控除・寡婦控除

ひとり親(寡婦)控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および市民税県民税申告書を提出していただく必要があります。

●ひとり親控除 《控除額》所得税…35万円 市県民税…30万円

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ・現に婚姻していないこと、または配偶者の生死が不明であること
- ・総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ・合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

●寡婦控除 《控除額》所得税…27万円 市県民税…26万円

次のA/Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

A 夫と離婚後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ・扶養親族(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ・合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

B 夫と死別後、婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、次のすべての要件を満たす人

- ・合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

■お問い合わせ

(市県民税に関すること)四日市市市民税課 市民税第1・2係

TEL.059-354-8132

(所得税に関すること)四日市税務署 **TEL.059-352-3141**



市民税課

②産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した場合、届出をすれば産前産後の保険料が一定期間免除され、免除された期間は保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

また、国民健康保険の被保険者が出産した場合、届出をすれば国民健康保険料(所得割と均等割)が一定期間免除されます。

どちらも出産予定日の6か月前から手続きができます。

■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係 **TEL.059-340-0221**

四日市市保険年金課 保険料収納室 **TEL.059-354-8160**



③ひとり親家庭等日常生活支援事業 **所得制限あり** **ひとり親限定**

ひとり親家庭および寡婦が、一時的かつ緊急的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣する制度です。事前に家庭生活支援員派遣対象世帯の認定を受けてください。

※市内在住で、児童扶養手当の受給者あるいは同等水準の人が対象

■お問い合わせ

四日市市こども家庭課 **TEL.059-354-8276**



④四日市市母子・父子福祉センター

●交流事業 ひとり親限定

ひとり親家庭同士の交流や親子の交流の機会として、「親子デイキャンプ」「親子飾り巻き寿司教室」を開催しています。募集は、市広報等でお知らせします。

●技能習得講座 ひとり親限定

ひとり親の自立のサポートとして、パソコン講座等を開催しています。講座の募集は市広報等でお知らせします。

●いきいきサークル ひとり親または寡婦

趣味を通じた生きがいやふれあいの場として、編み物・書道・和裁のサークルを開催しています。

■お問合わせ

四日市市母子・父子福祉センター TEL.059-354-8277



⑤四日市母子寡婦福祉会

※P.51を参照してください。

■お問合わせ

四日市母子寡婦福祉会 TEL.059-354-8277

(四日市市母子・父子福祉センター内)

⑥自立相談支援事業

暮らしでの困りごとに対し、相談員が寄り添いながら共に必要な支援を考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。まずは、市の相談窓口へご相談ください。

■お問合わせ

四日市市社会福祉協議会 生活支援室 TEL.059-354-8466

四日市市保護課 TEL.059-354-8167



保護課

⑦生活保護

様々な事情で生活に困った人が、その資産や能力を活用し、扶養義務者に相談しても、なお最低限度の生活を維持できない場合は、その世帯の生活を維持し、自立を助長するため、国の定めた最低生活基準額に不足する額が支給されます。

■お問い合わせ

四日市市保護課 TEL.059-354-8166



⑧住居確保給付金

離職等により住居を失った人、又は失うおそれの高い人に対し、就職に向けた活動などを条件に、一定期間家賃相当額を支給する制度です。収入や資産に関する一定の要件等を満たす人が対象です。

■お問い合わせ

四日市市保護課 TEL.059-354-8167



⑨母子生活支援施設

母子家庭の保護、児童の健全育成を目的とする児童福祉施設です。

■お問い合わせ

四日市市子ども家庭課 TEL.059-354-8276

⑩市営住宅・県営住宅

一定の条件を満たす人は、公営住宅に入居できる場合があります。詳しい資格条件や対象団地、募集時期については各窓口へお尋ねください。

■お問い合わせ

【市営住宅】四日市市市営住宅課

TEL.059-354-8218

【県営住宅】鈴鹿亀山不動産事業協同組合

TEL.059-373-6802



市営住宅



県営住宅